

令和 8 年第 1 回定例会議案説明資料

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度千葉市一般会計補正予算（第 7 号）中所管
[千葉中央ツインビル 2 号館（8 階外）LED 交換] …… P 2
[地域環境保全基金積立金] …………… P 3 |
| 2 | 議案第 9 号 | 令和 7 年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）
[千葉サイクル会館大規模改修継続費] …………… P 4
[競輪事業施設整備基金積立金] …………… P 6 |
| 3 | 議案第 5 0 号 | 千葉市地方卸売市場業務条例の一部改正について…………… P 7 |
| 4 | 議案第 5 1 号 | 千葉市火入れに関する条例の一部改正について…………… P 1 0 |

**議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管
[千葉中央ツインビル2号館(8階外) LED交換]**

補正予算書 P11

1 補正理由

千葉中央ツインビル2号館のLED照明への交換について、令和9年末の蛍光灯の製造禁止に伴い、LED照明への切替需要が増加しているため、LED照明器具の納品に時間を要し、年度内での完了が見込めないことから、繰越明許費を設定する。

2 事業概要

千葉中央ツインビル2号館内にある千葉市産業振興財団及びCHIBA-LABO(チバラボ)の照明について、蛍光灯用ソケットからLED照明付きソケットへの交換を行うもの。

(1) 事業費 4,913千円

(2) 契約期間 令和7年11月7日から令和8年3月18日(変更後 令和8年7月末)

3 補正内容

繰越明許費の設定

(1) 繰越額 4,913千円

(2) 財源 市債、一般財源

4 今後のスケジュール(予定)

令和8年3月 補正予算案議決後、変更契約締結
7月末 交換完了

<参考>

本件は、同じく千葉中央ツインビル2号館内にあり、管財課で賃貸借を行っている千葉県道路公社執務室部分と一体的に発注しており、当該部分に係る予算については、管財課で繰越明許費を設定する。

階	入居施設	主な用途	所管課	事業額(繰越額)
7階	千葉県道路公社	執務室、会議室	管財課	3,118千円
	CHIBA-LABO	セミナーエリア	産業支援課	4,913千円
8階	千葉市産業振興財団	執務室、会議室、相談室		
総事業額 ※端数処理のため両課合計額とは一致しない				8,030千円

議案第5号 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管 [地域環境保全基金積立金(森林環境譲与税)]

補正予算書 P5、P22、P42

1 補正理由

地域環境保全基金積立金(森林環境譲与税)のうち、基金運用収入については、基金残額に対する利率を乗じた額としているが、昨今の金利上昇に伴い配分される運用収入額が当初予算を上回る見込みであることから、地域環境保全基金積立金(森林環境譲与税)を補正する。

2 補正内容

(1) 補正予算額 14千円

補正前	森林環境譲与税	152,000千円	
	基金運用収入		284千円
補正後	森林環境譲与税	152,000千円	
	基金運用収入		298千円(※14千円の増)

(2) 財 源 地域環境保全基金収入(森林環境譲与税)

参考

当初予算額算出方法

基金残高 (R6年度末)	利率	運用益
226,890千円	0.125%	284千円

補正予算額算出方法

基金残高 (R7.9末) 【ア】	令和7年8月分 実績運用益 【イ】	令和7年9月~12月		令和8年1月~3月		計 イ+エ+カ
		利率 【ウ】	運用益 【エ】=ア×ウ ×4/12月	利率 【オ】	運用益 【カ】=ア×オ ×3/12月	
121,263千円	103千円	0.200%	81千円	0.375%	114千円	298千円

議案第9号 令和7年度千葉市競輪事業特別会計補正予算（第1号）
〔千葉サイクル会館大規模改修継続費〕

補正予算書 P101～109

1 補正理由

千葉サイクル会館大規模改修について、機器類の納品が間に合わない等、令和8年度中の工事完了が見込めないことが判明した。

また、改修工事内容の見直しを行ったことにより令和7年度内の入札執行が困難であったことから、令和8年度当初予算において新たに継続費（令和8～9年度）を設定することとし、既存の継続費の変更（減額）を行うもの。

2 事業概要

千葉サイクル会館は、築29年が経過し、建物の劣化や電気・機械設備の不具合が著しいことから、大規模改修工事を実施する。

(1) 施設概要

- ア 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上6階・地下1階 （平成8年4月25日竣工）
- イ 延床面積 5,113㎡
- ウ 主な用途 競輪開催時における選手宿泊所

(2) 主な改修内容

- ・内装建具改修
- ・電気設備改修
- ・空調設備改修
- ・給排水設備改修 等

3 補正内容

- (1) 歳 出 競輪事業費 ▲252,000千円（管理費）
- (2) 歳 入 競輪事業施設整備基金繰入金 ▲252,000千円

4 継続費の補正 (千円)

事業名	補正前			補正後		
	総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
千葉サイクル会館 大規模改修事業	1,008,217	令和7年度	252,000	0	令和7年度	0
		令和8年度	756,217		令和8年度	0

5 令和8年度当初予算案（継続費） (千円)

事業名	総額	年度	年割額
千葉サイクル会館 大規模改修事業	969,880	令和8年度	678,916
		令和9年度	290,964

6 改修スケジュール（予定）

年度	令和7年度												令和8年度												令和9年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
工期													(変更前) 工事期間 420日間																							
																			(変更後) 工事期間 450日間																	

議案第9号 令和7年度千葉市競輪事業特別会計補正予算(第1号)
[競輪事業施設整備基金積立金]

補正予算書 P101~109

1 補正理由

競輪事業施設整備基金積立金について、基金運用益の見込みが現計予算額を上回ることとなったため、増額補正を行う。

2 補正内容

- (1) 補正予算額 1,222千円
(2) 財源 競輪事業施設整備基金収入

[競輪事業施設整備基金の積立金残高の状況]

(単位：千円)

年度	令和6年度(決算)	令和7年度	
年度当初残高	960,528	977,692 ①	
積立金	50,000	50,000 ②	(当初予算)
運用益	518	1,265 ③	(当初予算)
		1,222 ④	(補正予算)
取崩額	33,354	3,000 ⑤	(取崩見込額)
残高	977,692	1,027,179 ⑥	令和7年度末残高未見込額

$$\text{⑥} = \text{①} + (\text{②} + \text{③} + \text{④}) - \text{⑤}$$

議案第50号 千葉市地方卸売市場業務条例の一部改正について

議案書 P143～145

1 趣旨

食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成を図るため、卸売市場法が改正され、千葉市地方卸売市場業務条例に「開設者による食品等持続的供給法※に係る公表」を規定することが卸売市場の認定要件として追加されたことから、所要の改正を行う。

〔※正式名称：食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）〕

2 改正の内容

(1) 規定の追加

以下のアからウに掲げる開設者による公表事項、及び公表方法（インターネット等による公表）に関する規定を追加する。

- ア 卸売市場における取扱品目のうち、食品等持続的供給法に規定される指定飲食料品等
※指定飲食料品等は、取引において、通常、費用について認識しにくい飲食料品等を国が指定するもので、本市場においては「野菜」が該当。
- イ アの取引において、その持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標
※指標は、国が認定する指定品目に係る業界団体等が作成。
- ウ 食品等持続的供給法に基づき飲食料品等事業者等が取引において講ずべき措置の内容

＜飲食料品等事業者等の努力義務の内容（食品等持続的供給法第36条）＞

次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- ① 取引の相手方から、その当該飲食料品等の持続的な供給に要する費用その他の考慮を求める事由を示して、取引条件の協議の申出がされた場合には、誠実に当該協議に応ずること。
- ② 取引の相手方からの飲食料品等の持続的な供給に資する取組の提案に応じて必要な協力を行うようにすること。

→ ①、②の対応が不十分な場合、国による当該事業者への指導・勧告・公表等の措置あり

(2) その他規定の整備（軽微な語句の修正）

3 施行期日

令和8年4月1日

4 新旧対照表

千葉県地方卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(取扱品目) 第3条 略 [新設]</p> <p>(卸売業者の許可) 第7条 略 2・3 略 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)～(8) 略 (9) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に定める数の最高限度を超えることとなるとき。 (10)～(12) 略</p> <p>(関連事業者の設置) 第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場施設において業務を営むことを許可することができる。 (1) 第3条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 (2) 略 2 略</p> <p>(仕切り及び送金) 第50条 略 2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に定める事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>(売買取引の条件の公表) 第55条 卸売業者は、市場法施行規則第20条の定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表しなければならない。</p>	<p>(取扱品目) 第3条 略 2 市長は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。)第42条第1項に規定する指定飲食物品等(前項に規定する取扱品目に該当するものに限る。以下「指定飲食物品等」という。)を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p>(卸売業者の許可) 第7条 略 2・3 略 4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)～(8) 略 (9) その許可をすることによって、卸売業者の数が前条に規定する数の最高限度を超えることとなるとき。 (10)～(12) 略</p> <p>(関連事業者の設置) 第29条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人(市場内において仲卸業者から販売を受ける者をいう。以下同じ。)その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場施設において業務を営むことを許可することができる。 (1) 第3条第1項に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 (2) 略 2 略</p> <p>(仕切り及び送金) 第50条 略 2 卸売業者は、前項の売買仕切書には、同項に規定する事項を正確に記載しなければならない。</p> <p>(売買取引の条件の公表) 第55条 卸売業者は、市場法施行規則第20条の規定により、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。)を公表しなければならない。</p>

<p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(開設者による卸売予定数量等の公表)</p> <p>第57条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第2項の規定により公表した指定飲食品等の食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標</u></p> <p><u>(2) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容</u></p>
--	--

5 参考（背景となる法改正の経緯）

(1) 令和6年6月5日 食料・農業・農村基本法 改正

食料安全保障の確立等の観点から、食料の価格形成に当たり、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮されるよう必要な施策を講ずること等

(2) 令和7年6月18日 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（改正後：食品等持続的供給法）及び卸売市場法 改正

ア 食品等持続的供給法 合理的な費用を考慮した価格形成、食品産業の持続的な発展等

イ 卸売市場法 業務規程において開設者による指定品目、コスト指標等の公表を義務付け等

議案第51号 千葉市火入れに関する条例の一部改正について

議案書 P146～148

1 趣旨

火入れを中止する事由として規定している異常乾燥注意報を乾燥注意報に改めるほか、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 気象注意報の名称等の整備 (第12条関係)

火入れの許可期間中であっても火入れを中止する事由として規定している気象注意報の名称を現行の名称へ改正する。

(改正前) 異常乾燥注意報

(改正後) 乾燥注意報

(2) その他規定の整備 (第2条ほか)

森林法第21条の規定により、所要の改正を行う。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

千葉市火入れに関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、<u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)の所在する区の長(以下「区長」という。)</u>に許可の申請をしなければならない。</p> <p>2 申請者は、前項の申請に当たっては、<u>火入地</u>において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定めなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 <u>区長</u>は、前条第1項の申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(許可後における指示)</p> <p>第4条 <u>区長</u>は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p> <p>(許可の対象面積)</p> <p>第6条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあつては、<u>区長</u>はこれを超えて許可をすることができる。</p> <p>(火入れの通知)</p> <p>第7条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を<u>区長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は火災警報 が発令された場合には、火入れを行って</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則で定めるところにより、<u>市長</u>に許可の申請をしなければならない。</p> <p>2 申請者は、前項の申請に当たっては、<u>火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)</u>において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定めなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、前条第1項の申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(許可後における指示)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。</p> <p>(許可の対象面積)</p> <p>第6条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.1ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあつては、<u>市長</u>はこれを超えて許可をすることができる。</p> <p>(火入れの通知)</p> <p>第7条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を<u>市長</u>に通知しなければならない。</p> <p>(火入れの中止)</p> <p>第12条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>火入地において強風注意報若しくは乾燥注意報(気象業務法(昭和27年法律第165号)第13条第1項の規定により気象庁が予報をするものをいう。次項において同じ。)</u>がされ、又は火災警報<u>(消防法(昭和23年法律第186号)第22条第3項の規定により市長が発するものをいう。次項において同じ。)</u>が発令された場合には、火入れを行っては</p>

はならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は 強風注意報、異常乾燥注意報 又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

- 第13条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、区長及び 消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(職員の立入り等)

- 第14条 区長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 2 区長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせることができる。
- 3 [略]

ならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、火入地において 強風注意報若しくは乾燥注意報がされたとき、又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

- 第13条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び火入地を管轄する消防署長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(職員の立入り等)

- 第14条 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 2 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に職員を火入れに立ち合わせることができる。
- 3 [略]